

市第 119 号議案

横浜市事務分掌条例の一部改正

横浜市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 9 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市事務分掌条例の一部を改正する条例

横浜市事務分掌条例（昭和26年10月横浜市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中

「(1) 市政運営に係る総合的な調整並びに重要な政策の立案及び調整に関する事項」

を

「(1) 市政運営に係る総合的な調整並びに重要な政策の立案及び調整に関する事項

(2) 広報に関する事項」

に、「広報、広聴」を「広聴」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

政策局に広報に関する事務を移管するため、横浜市事務分掌条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市事務分掌条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（統括本部及び局の事務分掌）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 1 項後段の  
規定による横浜市の事務分掌は、次のとおりとする。

（省略）

政策局

- (1) 市政運営に係る総合的な調整並びに重要な政策の立案及び調  
整に関する事項
- (2) 広報に関する事項

（省略）

市民局

- (1) 市民活動及び区政に関する事項
  - (2) 広聴  
広報、広聴、スポーツ及び人権に関する事項
- （省略）